



マレーシア:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関するアップデート (2020年4月9日正午時点)

執筆者: 山中 政人、眞榮城 大介、Wan May Leong

※ 本書は、2020年4月9日正午時点の情報に基づいて執筆しております。

活動制限令の2020年4月14日までの延長

マレーシア政府が発令した活動制限令が、2020年4月14日まで延長されました。

2020年3月18日から4月14日までの4週間の制限期間中、別段の承認がない限り、必要不可欠なサービスに関する事業者のみが運営を許可されます。

(活動制限令については、「マレーシア: 2020年3月18日から31日までの活動制限令(2020年3月19日時点)」(<https://www.jurists.co.jp/ja/articles/70947.html> (日本語))及び<https://www.jurists.co.jp/en/articles/70947.html> (英語))もご参照ください。)

Prevention and Control of Infectious Diseases (Measures within Infected Local Areas) (No. 2) Regulations 2020 (2020年感染症予防及び管理(感染地域内対策)第2規則。以下「第2規則」といいます。)が発効され、4月1日から4月14日までの期間中、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を防止するため、活動制限令の第二弾の措置として、活動制限の延長を行うとともに、制限の強化がなされています。具体的には、以下の場合を除き、マレーシア国内で他の場所に移動することはできません。

- (a) 居住地から半径10km以内の地域における食品、生活必需品、薬及び栄養補助食品の購入(合理的に必要な場合を除き他の者と同行することは禁止される)
- (b) 食品、生活必需品、薬及び栄養補助食品の供給及び運搬
- (c) 居住地から半径10km以内の地域における医療の受診(合理的に必要な場合には他の者が同行することができる)
- (d) 雇用主(his employer)からの許可が出ている場合のその公務(official duty)の遂行
- (e) 承認された、必要不可欠なサービス(essential services)に関する義務の履行

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

「必要不可欠なサービス」とは、第 2 規則上、以下のサービスに限定されるものとされています。

1. 食品(Food)
2. 水(Water)
3. ガソリンスタンドを含む、エネルギー(Energy, including petrol station)
4. メディア及び郵便を含む、通信及びインターネット(Communication and internet, including media and postal)
5. 消防所、刑務所、出入国管理及び税関を含む、治安と防衛(Security and defence, including fire, prison, immigration and customs)
6. 固形廃棄物と公共の浄化管理及び下水道(Solid waste and public cleansing management and sewerage)
7. 栄養補助食品を含むヘルスケアと医療(Healthcare and medical including dietary supplement)
8. 銀行・金融(Banking and finance)
9. 電子商取引(E-commerce)
10. 陸、海、空による物流(Transportation by land, water or air)
11. 荷役、運搬、カーゴハンドリング、水先案内、保管、バルキングを含む、港湾、ドック及び空港サービス・事業(Port, dock and airport services and undertakings, including stevedoring, lighterage, cargo handling, and pilotage, and storing or bulking of commodities)
12. 燃料及び潤滑油の生産、精製、貯蔵、供給及び流通(Production, refining, storage, supply and distribution of fuel and lubricants)
13. ホテル及び宿泊施設(Hotels and accommodations)
14. 公衆の衛生及び安全上重要であると保健省の大臣が認めたその他のサービス又は業務(any services or works determined by the Minister of Health as important or critical to public health or security)
15. 必要不可欠なサービスの提供に関連した物流(Logistics confined to the provision of essential services)

また、COVID-19 の拡大を封じ込めるため、活動制限令が延期された 4 月 1 日から 4 月 14 日までの期間中、活動制限令の内容がそれ以前のものよりもさらに厳格化されております。例えば、(a)スーパーマーケット、食料品店、コンビニエンスストア、ガソリンスタンドの営業時間の制限(基本的に朝 8 時から夜 8 時まで)、(b)活動制限令を遵守しない個人に対する取締りの厳格化、(c)一部の地域において、一切の事業活動が禁止され、全ての個人が自宅を出ることが禁止される「強化された活動制限令(Enhanced Movement Control Order)」の実施などが含まれます。¹

首相官邸(Prime Minister Office)

マレーシア首相は、COVID-19 の流行で影響を受けた企業や個人を支援するため、2,500 億リンギットの景気刺激策パッケージを発表しました。また、政府は、東海岸鉄道(the East Coast Rail)、MRT2 号線(MRT2)、国家ファイバー化及びコネクティビティ計画(the National Fabrication and Connectivity Plan)など、2020 年予算に配分される全てのプロジェクトが引き続き実施されることを確認しています。詳しくは、首相官邸のウェブサイト(<https://www.pmo.gov.my/2020/03/speech-text-prihatin-esp/>)をご参照ください。

国内取引・消費者省(MDTCA)

MDTCAは、以下の活動に従事する事業者は、活動制限令の下でも運営を継続できることを明らかにしています。

- (a) 食料の製造、小売、包装、流通、卸売及び流通センター並びに原材料の製造を含む、全ての食料の供給及び電子商取引活動。
- (b) 食品及び生活必需品の供給のためのサプライ・チェーン及び電子商取引活動を支える物流及び輸送サービス。これには、食品のサプライ・チェーンを支える会社及び川下産業も含まれます。

¹ <https://www.pmo.gov.my/2020/03/perintah-kawalan-pergerakan-diperketatkan-pkpd-di-batu-21-24-sungai-lui-hulu-langat-selangor/>

もともと、これらの事業者も、必須ではない業務については全て停止し、最低限の人員で運営するよう指示されています。

国際貿易産業省(MITI)

国際貿易産業省は、活動制限令期間中の重要製品の製造再開許可について9,290件申請がなされましたが、このうち2,732件(約29.4%)について承認しました。最小限の人員で、COVID-19の感染を予防するための適切な措置をとって操業することが義務づけられています。²

この延長された活動制限令期間中、MITIの承認を得た必需品の製造企業、その物流部門(民間及び個人の物流又は運送サービス事業者は含まれません。)及び機械設備をアイドル状態に保つためにメンテナンスが必要な企業は、申請し承認を受けた従業員リストに記載の従業員によって、2020年4月14日まで操業することが認められます。

人的資源省

マレーシアでは、正当な理由なく従業員を解雇することはできません。COVID-19及び活動制限令に起因する雇用問題に関して、人的資源省は以下のような指針を示しました。

- (a) 使用者は、活動制限令の期間中、従業員に給与を全額支払わなければならない。給与は、使用者と従業員との間の合意に従って支払われるものとし、2020年最低賃金令で定める最低賃金を下回ってはならない。
- (b) 出勤又は出張に関して従業員が立て替えた手当は、実際にそれらが発生していなければ、支払う必要はない。
- (c) 使用者は、活動制限令の期間中、従業員に有給休暇又は無給休暇の取得を強制してはならない。

給与の減額については、従業員の任意の意思に基づき合意するものとし、それ以外の場合は退職強要とみなされません。会社の事業がCOVID-19により重大な影響を受け、経済的困難に直面している場合、使用者は、リストラを回避するための措置であるとして、労働時間又は給与の削減などについて従業員と誠実に協議・交渉することができます。

² 2020年3月27日最終更新。MITIのウェブサイト([https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Siaran_Media_-_Status_Permohonan_Kilang_Untuk_Meneruskan_Beroperasi_Sewaktu_Tempoh_Perintah_Kawalan_Pergerakan_\(PKP\).pdf](https://www.miti.gov.my/miti/resources/Media%20Release/Siaran_Media_-_Status_Permohonan_Kilang_Untuk_Meneruskan_Beroperasi_Sewaktu_Tempoh_Perintah_Kawalan_Pergerakan_(PKP).pdf))をご参照ください。



やまなか まさと
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表
m.yamanaka@jurists.co.jp



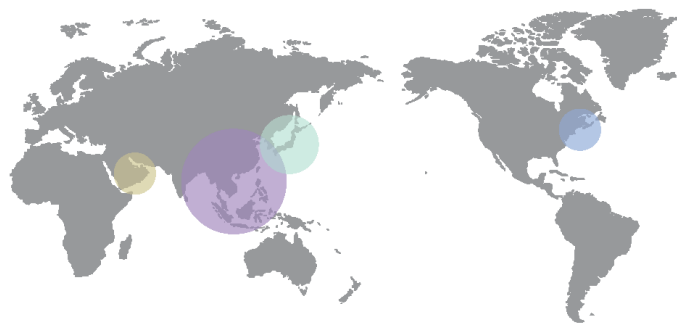
ま え しろ だいすけ
眞榮城 大介

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 シンガポール事務所
d.maeshiro@jurists.co.jp



ワン メイ・リョン
Wan May Leong

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー シンガポール事務所
wan.may.leong@jurists.jp



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

*1 提携事務所 *2 関連事務所
*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。